

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

平成28年熊本地震により

被災された方々には心よりお見舞い申し上げますとともに  
一日も早い復興復旧を心からご祈念申し上げます

平成28年熊本地震の余震等がまだ続いておりますが、皆様の状況は如何  
でしょうか？1日も早く地震がおさまり平穏な日常に戻りますことを心  
より願っております。



税理士法人 未来税務会計事務所  
代表社員(熊本) 西田 尚史  
代表社員(川内) 鍋 清見  
外職員一同

平成28年熊本地震の激甚災害指定！！

平成28年4月14日以降発生している平成28年熊本地震による災害を激甚  
災害に指定となり、雇用保険の特例措置が適用されることとなりました。こ  
の特例措置は、激甚災害に指定される平成28年熊本地震による災害により  
事業所が休止・廃止したことにより、賃金を受け取れなくなった場合、その  
休業している方に対し、失業しているものとみなして、雇用保険の基本手当  
を支給するものです。(本特例措置の適用期間は、平成29年4月13日まで)

【雇用保険特例措置】

① 熊本県内の事業所が地震により直接被害を受け、労働者  
が休業又は一時離職する場合

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方が、災害により休業  
した場合や一時的に離職した場合(雇用予約がある場合も含みます)は、  
雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
  - 熊本県内の事業所が災害により、休止・廃止した場合が対象です。
  - 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワ  
ークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。  
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談  
ください。)
- ※制度利用に当たっての留意事項  
本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了  
し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であっ  
た期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

雇用保険失業給付を受給している方が、地震等の影響により、指定された失業  
の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日  
に失業の認定日を変更することができます(事前の申し出は不要です)。  
失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、来所日の前日までの失業  
の認定を一括で行います。  
※やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害により一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の失業手当を受給で  
きる特例措置があります。

- 災害救助法の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、  
一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されてい  
る場合であっても、失業給付を受給できます。
- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被  
保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、  
制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

【雇用調整助成金】

②地震に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業  
所の事業主が、労働者に休業手当を支払った場合、雇用調整助  
成金を利用できます(熊本地震の影響による休業であれば熊本  
県以外の事業所でも利用できます)。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3(中小企業の場合)を助成します。
- 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば次のような場合が該当します(なお、地震  
による事業所・設備の損壊を直接的な理由とした休業は対象となりません)
- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、乗客がない、従業員が出動できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合

平成28年4月14日に発生した平成28年熊本地震の影響により事業  
活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が長期化する  
ことが見込まれることから、厚生労働省では、平成28年熊本地震に  
伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を  
行わざるを得ない事業主に対して、下記のとおり雇用調整助成金の特  
例措置を講じることとしました。

1 要件緩和

＜現行の支給要件＞

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の  
月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であるこ  
と。

＜特例措置後の支給要件＞

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均  
値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であること。

2 遡及適用

平成28年4月14日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用する  
こととし、平成28年7月20日までに提出のあったものについては、事前に  
届け出られたものとする。

◆支給対象◆

- ・ 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
  - ・ 支給対象労働者：雇用保険被保険者
- ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間(賃金締め切り期間)の初日の前日、または  
出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が  
6か月未満の労働者等は対象になりません。

最近3ヶ月 →(変更)最近1ヶ月

◆主な支給要件◆

- ・ 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- ・ 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が  
前年同期と比べ、一定規模以上(※)増加していないこと。  
\* 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- ・ 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。(計画届とともに協定書の  
提出が必要)
- ・ 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が  
新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えて  
いること。

◆受給手続き◆

- ・ 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に  
計画届を提出することが必要です。
- ・ 初めての提出の際は、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、  
雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時  
に行うことができます。)
- ・ 支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合 の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対 する助成(率) ※ 対象労働者1人あたり7,810円が上限です。(平成27年8月1日現在)	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	(1人1日当たり) 1,200円	

※ 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日

詳細な内容や、お困りのことがあれば、ハローワークや労働局まで  
お電話ください。

地震災害損失

■ 個人の場合 ■

- ①事業をしている人 . . . 資産損失
- ②事業をしていない人(①以外の人) . . . 雑損控除

資産損失の計算は

資産の損失 - 保険金等 = 損失の金額

雑損控除として控除できる金額は

次の二つのうちいずれか多い方の金額です。

(a) (差引損失額)-(総所得金額等)×10%

(b) (差引損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円

(注)

1. 損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後(3年間が限度)に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。

なお、雑損控除は他の所得控除に先だてて控除することとなっています。

2. 「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊し又は除去するために支出した金額などです。

■ 法人の場合 ■

資産の損失 - 保険金等 = 損失の金額 (損金)

災害により被害を受けた資産を引き続き事業の用に供する場合に、法人税の所得の金額の計算上、損金の額に算入されるものは、

① その資産の価値が減少したことによる評価損

② 原状回復のための修繕費用等

①の評価損は、災害のあった日を含む事業年度「被災事業年度」で計上できますが、②の修繕費用等は、法人税法上の取扱いとしては、**修繕等を行った事業年度で損金の額に算入することが原則**となっています。

しかし、今回の災害は地域的にも甚大であり、災害により被害を受けた資産に係る修繕費用等の発生は確実であるものの、早期に修繕等が完了しないといった事情もあることから、その結果、決算期によっては、資産につき修繕等を余儀なくされることとなった損失の発生した被災事業年度と実際に修繕費用等を支出した事業年度とが乖離することが考えられます。



このような諸事情を踏まえ、法人税法上の取扱いとして、**災害により被害を受けた棚卸資産及び固定資産の修繕等のために要する費用で、災害のあった日から1年以内に支出すると見込まれるものとして適正に見積もることができるものについては、災害損失特別勘定に繰り入れて、被災事業年度の損金の額に算入することができます。**

災害見舞金の処理の仕方

■ 災害見舞金を支払う場合 ■

震災等の災害で被災した取引先に対する見舞金は、社会通念上相当と認められる額であれば、**税務上、交際費になりませんが、経費(雑費)になります。**相当と認められない額の場合は、接待交際費になります。



■ 災害見舞金を頂いた場合 ■

個人の場合 : 社会通念上の金額 非課税

法人の場合 : 雑収入として計上

住宅及び店舗・事業所等の「り災証明」について

「り災証明書」「被災証明書」は、風水害、地震等の自然災害により、所有する家屋等が被害を受けた場合、被害の程度や原因等を証明するものです。「り災証明書」は家屋の被害を証明し、「被災証明書」は家屋以外の工作物(物置、カーポートなど)の被災について、届出がなされたことを証明します。これらの証明書は、保険金、見舞金の請求や所得税の確定申告をする際に必要な場合があります。

<各種被災者支援策>

(給付) 被災者生活再建支援金、義援金等

(融資) (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金等

(減免・猶予) 税、保険料、公共料金等

(現物支給) 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理

◆熊本(住宅)り災証明発行先

各区役所福祉課 及び 総合出張所【受付時間】平日 8:30 ~17:15

※お住まいの区以外でも、り災証明書の発行はできます。

※り災状況確認の為、後日郵送により発行となる場合があります。

※「住家」以外の、り災証明の発行は下記までお問合せください。

○店舗、事業所、工場等 . . . 商業金融課 (328-2424)

○農林水産業関係 . . . 農業支援課 (328-2384)

各種支援の基準となるものですので、片付け前の写真等残しておくようにしておきましょう。



チラシ配布希望者は  
担当者まで♪

【お問合せ】

◆Lucia (ルシア) [TEL:096-285-3722](tel:096-285-3722)

〒869-1101 菊陽町津久礼 2807 番 2

◆Lucia mob (ルシア モブ) [TEL:096-343-5515](tel:096-343-5515)

〒861-1102 合志市須屋 1841-1 辻産業第一ビル

詳しくは HP にて♪

※予約優先制。営業時間 9:00~21:00(月曜定休)

※カット受付 20:00 まで、パーマ or カラーは 19:00 まで

※日曜日の営業時間は 18:00 まで、カットの受付は 17:00 まで、

パーマ or カラーは 16:00 までとなります。

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所  
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106  
Tel : 096-368-2030 / Fax : 096-368-4639  
<http://miraizeimu.com/>